

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

1. 事業の概要

シカ、イノシシ、カワウ等特定の鳥獣による自然生態系や農林水産業への被害が深刻化している。また、ツキノワグマなど地域的に絶滅のおそれのある個体群もあり、人と鳥獣の適切な関係の構築に向けた適切な保護管理が必要とされている。そのため、鳥獣保護管理に係る専門的な指導・助言への要求が高まっているところであるが、狩猟者等の鳥獣保護管理の担い手が減少しており、平成18年の国会の附帯決議、中央環境審議会答申においても、人材育成・確保の必要性が強く指摘されている。

このような状況を踏まえ、以下の事業を実施する。

(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業

鳥獣の保護管理に係る専門的知識を有する者等を登録する制度の構築及び登録された技術者を派遣し都道府県等に対して技術的助言を行うなどの当該登録事業の活用を図る。

(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実

都道府県・市町村職員等を対象に、効果的な管理技術、広域的な鳥獣保護管理の考え方及び最新の技術等について現地講習会等を開催する。

(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業

狩猟者育成用の基礎的な研修資料等の作成や、猟区を活用した狩猟者の実地訓練によりその育成・確保を図る。

(4) 地域の人材育成事業の支援事業

各地域における狩猟者数の増加を図るため、地方公共団体職員の狩猟免許取得を促すためのセミナー等の開催、研修事業のプログラム作成支援や研修用テキストの作成など、地域における人材の育成事業の支援を行う。

2. 事業計画

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
(1) 鳥獣保護管理等専門家登録事業		////	////	////	////	////
(2) 鳥獣行政を担当する職員の研修の充実	////	////	////	////	////	////
(3) 鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者育成事業 狩猟者育成のためのガイドブック等の作成 狩猟者育成のための研修会の実施		////	////	////	////	////
(4) 地域の人材育成事業の支援事業 セミナー等開催、地域の人材育成事業支援				////	////	////

3. 施策の効果

特定鳥獣保護管理計画の策定・実施、鳥獣による被害の防止、捕獲等の保護管理に係る適正な技術・知識を持つ者の育成が確保される。また、これにより鳥獣の保護管理に係る体制整備が推進される。

鳥獣保護管理に係る人材育成事業

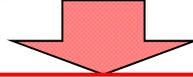


野生鳥獣による被害の発生
鳥獣の地域的絶滅のおそれ



鳥獣保護管理の技術者の
不足（専門家、狩猟者等）

県境をまたいで分布する
野生鳥獣の広域的な管理



【目標】
高い技術を有する人材の確保・活用
広域的な保護管理の実施

【課題】
地域間で効果的な手法の普及
地域の実状に見合った計画の策定
鳥獣保護管理に関わる人材の育成・確保



人材育成の取り組みに対する支援の実施

鳥獣保護管理等
専門家の登録

鳥獣保護管理プランナー
調査コーディネーター
捕獲コーディネーター
の登録、情報提供等

鳥獣行政担当職員の
研修

特定鳥獣保護管理計画
に関する研修等の実施

狩猟者の技術向上

狩猟者を対象とした
研修会の実施等

狩猟者の新規確保

新たに狩猟免許取得を
促すセミナーの開催等